

児童手当を受けている人へ

6月は現況届の提出月

現在児童手当・特例給付を受けている人は、毎年6月に「現況届」を提出する必要があります。

⚠この届は、毎年6月1日における状況を審査し、引き続き手当を受ける要件を満たすかどうかを確認するためのものです。提出がないと、6月以降の手当の支給が差し止められますので注意してください。対象者には書類を郵送してあります。必要書類を確認のうえ、郵送または持参してください。

▼提出書類

□平成29年度児童手当・特例給付現況届(押印を忘れずに)

□受給者の健康保険被保険者証などの写し

※児童の保険証不可。

※町の国民健康保険に加入の人は必要ありません。

※保険証によっては年金加入証明が必要な人もいます。

□平成29年度所得課税証明書(控除有のもの)

※平成29年1月1日現在、町に住所がなかった人のみ。1月1日時点の住所地でお取りください。



※配偶者についても、受給者の税法上の控除対象配偶者になっていない場合は所得課税証明書が必要です。

□児童が他市町村に居住している場合は、児童を含めたその世帯全員の住民票

□その他、必要に応じて提出する書類があります。

▼提出期限 6月30日(金)

▼問合せ先

健康福祉課 とも福祉室  
☎26・2248(直通)



私立幼稚園児の保護者の皆さまへ

幼稚園就園奨励費

町では、幼稚園教育の一層の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園(子ども子育て支援新制度に移行した園は除く)の授業料などの減免事業(就園奨励費の支給を行っています)。

就園奨励費は、各私立幼稚園を通じて支給しますので、在園している私立幼稚園へ申請してください。

▼支給対象

●町に住所を有する人

●私立幼稚園(子ども子育て支援新制度に移行した園は除く)に通う満3〜5歳児の保護者

※所得状況により、対象とならない場合もあります。

▼問合せ先

教育委員会事務局 学校教育室  
☎26・2286(直通)  
または在園する私立幼稚園



議会を  
傍聴しませんか

本会議は一般に公開されており、どなたでも傍聴することができます。町議会の活動などを知ることができますので、ぜひお越しください。

6月定例会の予定

6日(火)開会日

7日(水)一般質問

8日(木)一般質問※

15日(金)最終日(討論・表決など)

※質問者が6人以上の場合、6月8日(木)も行います。

議会本会議

インターネットで  
生中継します

パソコンやスマホなどで見ることができます。

また、会議の日から4日後(土・日・祝日は除く)には、録画映像も閲覧できます。

※アクセス方法は「吉岡町議会」で検索

▼問合せ先

議会事務局  
☎26・2283(直通)

## 今月の納税

町県民税普通徴収…1期

納期限6月30日金

コンビニエンスストアでも納付できます。  
また、便利で確実な口座振替も  
ご利用ください。

## 吉岡町職員採用試験 (平成30年4月1日採用予定)

### 一般行政職

▼採用予定人員 若干名

▼受験資格

①昭和63年4月2日～平成12年4月1日生まれの人

②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

### 保健師職

▼採用予定人員 若干名

▼受験資格

①昭和63年4月2日以降生まれで、保健師資格のある人(平成29年度の国家試験において免許取得見込みの人を含む。ただし、取得できない場合は採用になりません。)

②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

### 土木職(一般事務)

▼採用予定人員 若干名

▼受験資格

①昭和63年4月2日以降生まれで、次のア・イのいずれかに該当する人

ア 学校教育法に基づく大学、短期大学もしくは高等学校などにおいて土木工学に関する課程を卒業した人または平成30年3月末までに卒業見

込みの人

イ 土木施工管理技士資格(二級または二級)を有する人

②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

▼試験日・内容

【第1次試験】9月17日(日)

適性検査、教養試験(社会、人文および自然に関する一般知識など高等学校卒業程度の択一式試験)

【第2次試験】10月中下旬

小論文、面接試験、グループディスカッション(作業)など

▼場所 吉岡町役場

▼申込書配布 7月18日(火)から庶務行政窓口で配布(土日・祝日は除く)

▼申込受付 7月18日(火)～8月4日(金) ※役場開庁時間内(午前8時30分～午後5時15分)

※郵送の場合は、簡易書留で8月4日(金)消印まで有効

▼郵送・問合せ先 〒370-13692 吉岡町大字下野田560番地 庶務政策課 庶務行政室

☎26・2240(直通)

委員を公募します

## 吉岡町補助金等審査委員会

吉岡町補助金等審査委員会は、町が交付する補助金などについて、支出の適正化や透明性の確保の観点から公益性の再検討を行い、健全な財政運営の推進に資することを目的として設置された委員会です。広く町民皆さんの意見を反映させるために委員を一部募集します。

▼募集人数 1人

▼任期 1年

▼報酬 1回4,400円

▼会議の開催 3回程度

▼対象

①地方公務員法第16条の規定に該当しない人

②町に住所を有し、昭和22年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

③町が設置する附属機関などの委員を3つ以上兼務していない人

④当委員会の委員としてすでに構成員を推薦している団体(自治会を除く。)に所属していない人

▼申込方法 申込書に必要事項を記入して提出(郵送・メール・FAX可)

※申込書は政策室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

▼締切り

6月23日(金)必着

▼選考方法

原則書類選考

(必要に応じて面接あり)

▼申込み問合せ先

〒370-13692

吉岡町大字下野田560番地 庶務政策課 政策室

☎26・2241(直通)

☒seisaku@town.yoshioka.gunma.jp



## 春の環境美化週間

### ごみ収集場所マナーアップ週間

県では、5月・6月を「春の環境美化月間」とし、環境美化活動を実施しています。

町も、県の活動とあわせ、環境美化推進協議会と各自自治会の協力を得て、6月19日(月)～23日(金)の期間、ごみの出し方などの一斉指導を行います。

この期間、各ごみ収集場所に腕章を付けた役員が現地指

導をしますので、ご協力をお願いします。

※町指定ごみ袋で出していない物については、注意シールを貼りますので、必ず指定袋を使用してください。

#### ▼問合せ先

町民生活課 生活環境室  
☎26・2243(直通)

## 年々増えています

### ごみの減量にご協力ください

家庭から出される燃えるごみの約半分は生ごみが占めており、その大半は水分であると言われていきます。

生ごみの水切りを行うことでごみの減量につながりますので、ご協力をお願いします。

#### 生ごみの水切り効果

◆ごみが軽くなり、ごみ出しが楽になります。

◆生ごみから漏れる汚水によるごみ収集場所での悪臭や、カラスなどの被害が少なくなります。

#### 水切り方法

●野菜は洗う前に使わない部分を切り落とし、濡らさないようにしましょう。

●三角コーナーに生ごみを溜め、十分に水切りをしましょう。

●排水口に溜まった生ごみも十分に水切りをしましょう。

●水分を多く含む果物やスイカの皮などは、天日干しでかなりの水分がなくなります。

#### ▼問合せ先

町民生活課 生活環境室  
☎26・2243(直通)

## メーター器周辺をきれいに

### 水道検針業務にご協力ください

毎月14日から1週間程度(土日を含む)が水道料金の検針期間です。(天候などにより多少日が変わることがあります。)

水道メーターは水道料金を算出するためだけでなく、漏水の発見にも役立っています。

夏場は草が繁茂し検針の妨げになる場合があります。

いつでも見やすい状態を保つようご協力をお願いします。

●周辺の草や木を除去する。

●メーターボックスの上に自動車や物を置かない。

●出入り口やメーターボックス付近に犬をつながない。

#### ▼問合せ先

上下水道課 水道室  
☎54・1118(直通)

### 家庭用浄化槽設置補助金を交付しています

町では、家庭用浄化槽(合併処理浄化槽)を設置する人に、浄化槽設置補助金を交付しています。単独処理浄化槽かのみ取り槽を合併処理浄化槽へ切り替える(転換する)場合、町の補助金に加えて、県の「浄化槽エコ補助金10万円」も受けることができます。補助金の申請は、平成29年12月末日までとなります。

通常、工事業者が申請書類などをそろえて町へ提出しますので、必ず工事を始める前に工事業者へ相談してください。

#### ▼対象区域

公共下水道区域および農業集落排水区域を除く全域。(ただし、農業集落排水区域においては、新規の繋ぎ込みが出来ない区域は対象となる場合もあります。)

#### ▼補助金額

5人槽 ≡ 17万4千円

7人槽 ≡ 22万5千円

10人槽 ≡ 29万8千円

※単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併浄化槽への切り替え(転換)はプラス10万円

#### ▼問合せ先

上下水道課 下水道室  
☎26・2284(直通)

登録・予防注射・トイレマナーなど

犬を飼うときに気をつけること



他人に迷惑をかけない

あなたのまわりには、犬が好きな人ばかりではありません。吠え癖や噛み癖、悪臭など近所に迷惑をかけないようにし、犬の周辺を常に清潔にしておきましょう。

トイレマナーをしつかりと

道路や公園は犬のトイレではありません。排泄は自宅で済ませるのがマナーです。飼い主はトイレマナーをしつめてください。万が一排泄したときに備え、散歩のときには必ずスコップや袋、水入りのペットボトルなどを持って、ふんは持ち帰り、おしっこは水で流すなど後始末をしましょう。

飼犬の登録・狂犬病の予防注射

未登録の犬を取得したときは、取得したときから30日以内に登録しなければなりません。また毎年1回必ず狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。(生後90日までの間は必要ありません。)

放し飼いはしない

人に危害を加えないように十分注意してください。また散歩するときは必ずリードをつけましょう。

犬の死亡・町内転居・所有者変更について

登録した犬に変更事項(死亡・住所異動)があった場合には届出が必要です。必ず連絡をしてください。

町外転出について

転入先の役所で鑑札を添えて届出が必要になります。

各種料金

登録手数料 3,000円  
 狂犬病予防注射済票交付手数料 550円  
 犬の鑑札再交付手数料 1,600円  
 狂犬病予防注射済票再交付手数料 340円

▼連絡・問合せ先

町民生活課 生活環境室  
 ☎26・2243(直通)



道路は通行しやすく安心・安全に

樹木の伐採・所有地管理のお願い



道路や歩道に張り出した枝や倒木は、通行する人や車の妨げとなり、大変危険です。強風・大雨など災害時の安全確保のためにも、樹木管理にご協力をお願いします。特に、通学路として利用されている道路では、管理を徹底してください。

土地の所有者の皆さまへ

所有する土地が次のような状態になっている場合は、樹木の伐採や枝払いが必要です。

- 道路や歩道に枝が張りだしている。
- 枯れ木や折れ枝が通行の妨げになる。
- 竹木の繁茂が通行の妨げになる。

私有地から張り出した枝は、土地所有者に所有権があるため、町では伐採できません。また、倒木などが原因で通行者や車に事故が発生した場合、樹木が植生する土地の所有者が責任を問われる場合があります。

民法第717条 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任  
 道路法第43条 道路に関する禁止行為

▼注意事項

①歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、また、木に登り転落事故などが起こらないように十分注意してください。

②電線や電話線がある場所で作業する場合は事前に電力会社や電話会社に連絡し、立会いのもと行ってください。

▼連絡先

● 東京電力群馬カスターセンター / 平日9時～午後7時(土曜日は午後6時まで)  
 ☎0120・995・222  
 ※フリーダイヤル不可の人は  
 ☎027・898・3406  
 ● NTT(24時間年中無休)  
 ☎113(局番なし)  
 ☎0120・444・113  
 ▼土地・道路に関する問合せ先  
 産業建設課 用地管理室  
 ☎26・2279(直通)



4月からスタートしました

## 認知症徘徊高齢者等対策事業のご案内

### 認知症徘徊高齢者等 検索サービス事業(GPS貸与)

徘徊の恐れのある高齢者などに対して、徘徊時の早期発見と安全確保に役立てるため、GPSを貸与する事業が4月からスタートしました。  
GPSは所持しやすいよう小型で、専用の靴の底にも設置できるタイプとなっています。  
※詳細についてはお問合せください。

### 昨年スタート

### 徘徊高齢者事前登録制度

徘徊の恐れのある高齢者などを事前に包括支援センターまたは役場に登録し、登録情報を連携機関である渋川警察署へ提供します。徘徊時に上州安全安心メールおよびよしおかほっとメールに登録情報を配信することで、早期発見と安全確保につなげます。

### ▼問合せ先

健康福祉課 高齢福祉室  
☎26・22447(直通)

### 春の優良自動車運転者 表彰について

4月15日㊤に開催された「渋川警察署管内交通安全総決起大会」で、町から14人が優良自動車運転者として表彰されました。

### 【表彰を受けられる人】

無事故・無違反の期間が、旭日金冠章40年、金冠金章30年、金冠銀章20年、金章15年、銀章10年、銅章5年以上の人で、かつ前段階の章を受章し、過去に同じ章の表彰を受けていない人

### 秋の優良自動車運転者 表彰の受付をします

▼申込締切 役場：7月10日㊤  
渋川交通安全協会：7月31日㊤

### ▼必要書類

□印鑑 □運転免許証  
□無事故無違反証明書発行手数料630円

※交通安全協会で直接申込み場合は、無事故無違反証明を各自で取得するか申請時に安全協会に相談してください。

### ▼問合せ先

町民生活課 生活環境室  
☎26・22443(直通)

## 戦没者などの遺族の皆さまへ 特別弔慰金の支給

戦争で亡くなった軍人軍属などの遺族へ特別弔慰金が国債により支給されます。

▼国債の名称 第10回特別弔慰金国庫債券「い」号

▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▼支給対象者 戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

### ▼請求期限

平成30年4月2日㊤

### ▼請求手続き・問合せ先

町民生活課 町民サービス室  
☎26・22444(直通)

## 野積堆肥の正しい管理をお願いします

- 堆肥は使う分(適正な施肥量)だけ運搬し、散布後はすぐに作物を作付ける。
- ストックヤード(堆肥舎)内で管理する。
- 堆肥盤での管理は、堆肥を防水シートで覆い雨水などにあたらないようにする。
- 堆肥舎、堆肥盤を所有していない場合は上下を防水シートで覆い、液汁などが地下浸透しないようにする。
- 防水シートで覆った際には、風で飛ばされないようしっかり固定する。

問合せ先 産業建設課 産業振興室  
☎26-2280(直通)

## 学童クラブ 臨時職員の募集



- 勤務内容 学童クラブにおける児童の保育
  - 勤務内容 1日3時間以内  
(土曜日、長期休暇などは1日5時間以内)
  - 勤務内容 子育て経験のある人  
(保育士・幼稚園教諭・教員免許など有資格者歓迎)
  - 勤務内容 時給970円
  - 勤務内容 若干名
  - 勤務内容 社会福祉協議会へ連絡の上、履歴書を持参してください。
- ※小学校の夏休み期間中、学童クラブに勤務できる人も募集します。
- 勤務内容 7月12日Ⓜ

問合せ先 社会福祉協議会 ☎54-3930

7/9 sun

10:00 ▶ 15:00

渋川市民会館  
(大・小ホール、ロビー)

参加費  
無料

参加申込  
不要

渋川地区の医療・看護・介護について住民と専門職が一体となって学ぶフォーラムを、渋川地区医師会、渋川地区在宅医療介護連携支援センター主催で開催します。特別養護老人ホーム芦花ホームの医師 石飛幸三氏による講演会や健康相談コーナーもあります。

健康福祉課 高齢福祉室  
☎26-2247(直通)

渋川地区医療・看護・介護連携  
フォーラム2017開催

平成  
29年度

住民参画型事業 自主企画運営生涯学習講座

## 後期「よしおか手作り講座」講師募集

「よしおか手作り講座」は、住民の皆さまが講師となり、受講生と一緒に運営する講座です。知識や特技を活かして、楽しい講座を開いていただける講師を募集します。  
講座ジャンルは問いません。(文化センターやコミュニティセンターなどで実施が困難な内容、特定の政党・宗教・企業などの営利に関わるものや営業による塾・教室などへの生徒勧誘を目的としたものは対象外です。)

- 講座開催期間 10月～平成30年3月  
※一教室は概ね2時間程度、回数は1～6回程度。同一講座中の受講生の変更はありません。
- 講師対象 町内または近隣に在住・在勤の人(免許・資格は不要)
- 指導料(受講生参加費) 講座開催回数に関係なく、1講座につき1人1,000円
- 申込期限 7月6日Ⓜ
- 申込方法 次の項目を明記した企画書を提出。様式は問いません。  
(企画書は生涯学習室窓口にて配布、または町ホームページからダウンロードできます)  
①講座名 ②内容 ③受講対象者・募集人数 ④材料費・持ち物など ⑤開催日数・希望日時  
⑥開催希望会場(文化センターはⓂ休館)  
⑦講師プロフィール(住所、氏名、生年月日、職業、電話、FAX、メールアドレス、その他連絡先)
- 問合せ先 教育委員会事務局 生涯学習室 ☎54-1054(直通)

あなたも講師に  
なってみませんか?

